

雄物川水系河川整備計画(変更素案) に対する意見募集の実施結果

実施期間:平成28年10月3日～平成28年11月4日

平成29年1月
国土交通省 東北地方整備局

河川整備計画【変更素案】

第10回雄物川水系河川整備学識者懇談会
H28. 8. 1

意見

河川整備計画【変更原案】

意見

第11回雄物川水系河川整備学識者懇談会
H29. 1. 27

■パブリックコメント(平成28年10月3日~11月4日)

- 意見募集の周知
(インターネット、市町村広報誌等)
- 変更素案の閲覧
(インターネット、市町村役場等54施設)
- 住民からの意見募集
(郵送、閲覧場所での投函、ホームページへの書き込み等)
- 意見を聴く場の開催
流域内6会場(秋田会場、大仙会場、横手会場、湯沢会場、
羽后会場、東成瀬会場)

意見聴取等の実施結果

● 郵送、ホームページでの書き込み等による意見募集

(平成28年10月3日～11月4日)

	提出者数	意見数
郵送	1人	2件
投函	1人	1件
HP書込	0人	0件
FAX	0人	0件
合計	2人	3件

● 集計した意見の分類毎の整理

意見分類	意見総数
1. 河川整備の実施	0
2. ダム建設	0
3. 利水	0
4. 環境	0
5. 維持管理	1
6. 危機管理体制の整備・強化	2
7. 河川整備計画全般	0
8. その他	0
	3

● 意見を聴く場の開催

(平成28年10月13日～10月21日)

・意見を聴く場において河川整備計画(変更素案)の説明を実施。

開催場所	意見発表者	傍聴者人数
【東成瀬会場】東成瀬村山村開発センター 平成28年10月13日(木)19:00～	応募者なし	0人
【湯沢会場】湯沢市役所 平成28年10月14日(金)19:00～		0人
【秋田会場】秋田市雄和市民サービスセンター 平成28年10月17日(月)19:00～		1人
【羽后会場】羽後町活性化センター 平成28年10月18日(火)19:00～		0人
【横手会場】雄物川コミュニティセンター 平成28年10月19日(水)19:00～		0人
【大仙会場】大仙市大曲交流センター 平成28年10月21日(木)19:00～		4人
合計		5人



開催状況:大仙会場(H28.10.21)

記者発表(投げ込み)

●パブリックコメント開始記者発表 (9月30日)

平成28年9月30日
秋田河川国道事務所
雄物川河川国道事務所
成瀬ダム工事事務所
玉川ダム管理所

「雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更素案)に対する意見募集及び意見発表者の募集について」

○国土交通省東北地方整備局では、平成26年1月に策定された「雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)」に基づき、雄物川の治水、利水、河川環境の整備と保全、維持管理を進めています。

○このたび、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨により水防意識を社会に再構築する取組を行うこと、並びに、成瀬ダムの型式等諸元に変更が生じたことから、「雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更素案)」を作成しましたので、関係する住民の皆様から広くご意見を募集いたします。

○また、「関係住民からの意見を聴く場」を開催しますので、ご意見をいただく意見発表者を募集いたします。

○意見募集の実施について
別添1「雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更素案)に対する意見募集について」を参照

○意見発表者の募集について
別添2「雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更素案)に対する意見発表者の募集について」～「雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更素案)に対する関係住民からの意見を聴く場」の開催～を参照

<発表記者会>
秋田県記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局・角館支局、湯沢支局

問い合わせ先
国土交通省 東北地方整備局
【湯沢河川国道事務所】
住所 湯沢市関口字上寺沢64番地2号
TEL 0183-73-3174(代表)
副所長(河川) 佐藤 徳男(内線014)
○調査第一課長 木村 博英(内線351)

●パブリックコメント実施中(再周知) 記者発表(10月18日)

平成28年10月18日
秋田河川国道事務所
雄物川河川国道事務所
成瀬ダム工事事務所
玉川ダム管理所

「雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更素案)に対する意見を募集中です」
～11月4日(金)まで募集中です～

○国土交通省東北地方整備局では、平成26年1月に策定された「雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)」に基づき、雄物川の治水、利水、河川環境の整備と保全、維持管理を進めています。

○このたび、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨により水防意識を社会に再構築する取組を行うこと、並びに、成瀬ダムの型式等諸元に変更が生じたことから、「雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更素案)」を作成しましたので、関係する住民の皆様から広くご意見を募集いたします。

1. 意見募集期間
平成28年10月3日(月)～平成28年11月4日(金) 17:00必着

2. 意見応募方法
①意見書(別添-2)による応募
郵送の場合：〒012-0862 秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2
国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 調査第一課まで
FAXの場合：0183-72-2164(調査第一課まで)
意見募集箱への投函：変更素案閲覧場所(別添-1)に設置している意見募集箱へ投函してください。

②ウェブによる応募
湯沢河川国道事務所ホームページ内の意見募集ページに書き込みできます。
意見発表ページ URL: http://www.dtr.mit.go.jp/yuzawa01_kawaken/ken_2016.htm

※変更素案閲覧場所には、変更素案・意見書用紙・パンフレット・意見募集箱を備えておきます。
※ホームページには変更素案、意見書用紙、パンフレットの閲覧・ダウンロードが出来ます。
※募集開始については、9月30日に記者発表しております。

<発表記者会>
秋田県記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局・角館支局、湯沢支局

問い合わせ先
国土交通省 東北地方整備局
【湯沢河川国道事務所】
住所 湯沢市関口字上寺沢64番地2号
TEL 0183-73-3174(代表)
副所長(河川) 佐藤 徳男(内線351)
○調査第一課長 木村 博英(内線351)

ホームページへの掲載

●湯沢河川国道事務所 インターネットによる意見募集

雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更素案) 募集期間 10月3日(月)～11月4日(金) についてご意見を募集します

- 国土交通省東北地方整備局では、平成26年1月に策定した雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)の変更に向けた取り組みを進めています。
 - このたび「雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更素案)」を作成しましたので、住民の皆様から広くご意見を募集いたします。
 - 「関係住民からの意見を聴く場」を開催しますので、ご意見をいただく意見発表者を募集いたします。
- 意見募集期間
平成28年10月3日(月)～平成28年11月4日(金) (17時必着)
※郵送の場合は当日消印まで有効

- 雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更素案) 掲載パンフレットのダウンロードはこちら
- 雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更素案) [PDF:16,778KB]
 - 雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更素案) 掲載パンフレット [PDF:118KB]
 - 雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更素案) 変更素案閲覧場所 [PDF:0129KB]
 - 雄物川水系河川整備計画(大臣管理区間)(変更素案) 変更素案閲覧場所 [PDF:0129KB]
- 注) PDFから出力した掲載パンフレットのハガキでは、意見の応募はできませんのでご注意ください。下記の変更素案閲覧場所に備え付けのパンフレットに付属しているハガキで、ご応募いただけます。

- <雄物川水系河川整備計画(変更素案)の閲覧及び掲載パンフレットの配布は、下記でも実施しています>
- 国土交通省 秋田河川国道事務所 及び 変更素案所
 - 国土交通省 湯沢河川国道事務所 及び 各出張所
 - 国土交通省 成瀬ダム工事事務所
 - 国土交通省 玉川ダム管理所
 - 鹿角市町村(田川:秋田市道所建設課、大山市道所建設課、仙北市道建設課、横手市道建設課、湯沢市道建設課、美郷町建設課、羽後町建設課、東成瀬村建設課)
- ※上記以外でも変更素案を閲覧できる場所(市町村支所等)があります。閲覧場所の一覧はこちら。

ご意見の応募方法

1. 意見書による提出
●意見書提出形式に次の①～④を記入の上、ご提出をお願いします。
①氏名(企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名、担当部署名及び担当番号)
②住所
③電話番号又は電子メールアドレス
④年齢(企業・団体の場合は不要)
⑤ご意見(ご意見に対する整備計画(変更素案)の該当箇所と合わせて記載してください)
●意見募集を知った情報源

送付先：国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所 調査第一課まで
①郵送の場合：〒012-0862 秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2
②FAXの場合：0183-72-2164
③意見募集箱への投函の場合
●変更素案の閲覧場所に設置している募集箱に投函してください。
●Word形式(98KB) ・ PDF形式(110KB) (印刷用 [PDF:129KB])

2. ホームページでの提出(意見の書き込み欄)
下記「ページ」より、ご意見を募集いたします。

意見を書き込む

3. パンフレット付属のハガキにて
●変更素案の閲覧場所に備え付けのパンフレット付属のハガキでも意見を受け付けています。

意見を聴く場での意見募集

意見発表者の募集は10月7日午後5時をもって終了しました。

- 秋田県内に在住する住民の皆様からご意見を聴き取る場を開催します。
- ご意見を発表は事前申し込み(10月7日(金)午後5時)が必要で、
- ご意見を発表されない方も、傍聴することは可能です。ただし、会場に入れない場合は先着順とさせていただきます。

詳しくは、「意見発表者の募集要項」を参照ください。

日	時	開催場所(開催地域)
10/13(木)	19:00～21:00	東成瀬村山村開発センター(東成瀬村)
10/14(金)	19:00～21:00	湯沢市役所(湯沢市)
10/17(月)	19:00～21:00	秋田市議和市民サービスセンター(秋田市)
10/18(火)	19:00～21:00	羽後町活性化センター(羽後町)
10/19(水)	19:00～21:00	雄物川コミュニティセンター(横手市)
10/21(金)	19:00～21:00	大曲市大曲交流センター(大曲市)

●各事務所・管理所 ホームページへのバナー貼付

・秋田河川国道事務所

あきた道川情報STATION
HOME 事務所 道路 河川 サイトマップ リンク
雄物川水系浸水想定区域図 多自然川づくり研究会が青森 雄物川水系河川整備計画(変更素案)の意見を募集しています

・玉川ダム管理所

雄物川水系玉川川 玉川ダム がんばろう!東北
477556
10月14日 玉川ダムをリニューアルしました
10月14日 安全を無視しません
10月14日 玉川ダムに安全委員会が終了と関係者内について
9月14日 3.11直撃を覚悟しました
8月14日 3.11直撃を覚悟しました
8月17日 3.11直撃を覚悟しました
8月18日 3.11直撃を覚悟しました

・成瀬ダム工事事務所

緊急情報
ホーム
成瀬ダム事業概要
利水計画
工事進捗情報
ダム見学
入札情報
リンク集

人に、まちに、うるおいを。

雄物川水系河川整備計画(変更素案)の意見を募集しています

市町村広報誌掲載

●5市2町1村の広報誌に掲載(秋田市・大仙市・仙北市・横手市・湯沢市・美郷町・羽後町・東成瀬村)

大仙市「平成28年10月号」

これからの雄物川の川づくり皆さんの意見をお聞かせください

国土交通省では、「雄物川水系河川整備計画(変更素案)」への意見を募集しています。詳細は問い合わせいただくか湯沢河川国道事務所ホームページ(<http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/>)をご覧ください。

◆応募方法/湯沢河川国道事務所・同大曲出張所、市道路河川課・各支所農林建設課に用意しているパンフレット付属のはがきまたは湯沢河川国道事務所ホームページの意見募集書き込み欄に記入し応募

◆応募締切/11月4日(金)

○「意見を聴く場」

期日/10月21日(金)

午後7時～9時

会場/大曲交流センター

※意見発表を希望する方は、10月7日(金)午後5時までに申し込んでください。詳細は湯沢河川国道事務所ホームページをご覧ください。

【問い合わせ・応募】

湯沢河川国道事務所調査第一課

☎0183-73-5544

秋田市「平成28年10月号」

■「雄物川水系河川整備計画(変更素案)」への意見を募集

素案などは、秋田河川国道事務所、同茨島出張所、市道路建設課(市役所4階)、雄和市民SC、湯沢河川国道事務所ホームページでご覧いただけます。

意見の提出/パンフレットに添付のはがき、または下記ホームページの意見書き込み欄で11月4日(金)まで

問▶湯沢河川国道事務所調査第一課

☎0183(73)5544

<http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/>

横手市「平成28年10月号」

募集 雄物川の川づくりに関する意見を募集

国土交通省では、「雄物川水系河川整備計画(変更素案)」に対するご意見を募集しています。計画の変更素案やパンフレットは、湯沢河川国道事務所、同十文字出張所、横手市役所および各地域局、または湯沢河川国道事務所ホームページをご覧ください。

●募集期限/11月4日(金)※意見の提出パンフレット付属のはがき、または下記ホームページの意見募集書き込み欄からお願いします

○「意見を聴く場」を開催します

●日時/10月19日(水)午後7時～9時 ●会場/雄物川コミュニティセンター ●その他/ご意見の発表には、10月7日(金)午後5時までに申し込みが必要です

【問合せ】湯沢河川国道事務所☎0183-73-5544

URL(<http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/>)

雄物川の川づくりに関する意見を募集

羽後町「平成28年10月号」

国土交通省では、「雄物川水系河川整備計画(変更素案)」に対するご意見を募集しています。計画の変更素案やパンフレットは、湯沢河川国道事務所、同十文字出張所、羽後町役場、または湯沢河川国道事務所ホームページ(<http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/>)をご覧ください。

▼意見の提出/パンフレット付属のはがき、又は下記ホームページの意見募集書き込み欄で、11月4日(金)まで募集しています。

※意見をお聴く場を開催します。ご意見発表には事前申込(10月7日(金)午後5時まで)が必要です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

▼開催日/10月18日(火) 午後7時～9時

▼会場/活性化センター

▼問い合わせ/湯沢河川国道事務所調査第一課(☎0183-73-5544)

素案(閲覧用)、パンフレット(配布用)設置状況

<ハガキによる意見募集(54施設へ設置)>

<素案閲覧・パンフレット配布状況>



湯沢市役所



羽後町役場

◆意見分類：危機管理体制の整備・強化

○ここ数年、頻繁におきる豪雨・洪水によって、川岸が激流により削られてきているのが目測でも分かる程です。現在はその状態が定着して、どんどん寄ってきてる感じがします。豪雨のたびに夜は心配で眠れない時もあります。

<対応方針>

河岸の状況については、平常時の河川巡視及び洪水時の巡視により状況把握を行い、河川管理施設の損傷等が確認された場合は随時補修を実施し、河岸洗掘等については、堤防等の河川管理施設に影響する重大な事象が生じた場合は対策を講じます。

<整備計画【変更原案】における記載内容>

5.河川整備の実施に関する事項 / 5.2.1(1).1)河川の巡視、点検【変更原案 128頁】

洪水時において堤防等の河川管理施設がその機能を発揮するためには、その状態を常に把握する必要があります。また、治水に関する施設に限らず、土地や河川水の利用状況、許可工作物の状況等、河川管理区域の適正な利用状況について、日常から監視する必要があります。

今後も、これまでと同様に、河川管理施設等の異常や不法行為等を発見、監視するため、河川巡視や必要な点検を実施します。

5.河川整備の実施に関する事項 / 5.2.1(2).3)護岸の維持管理【変更原案 133頁】

低水・高水護岸の損傷を放置した場合、洪水時に護岸が流出し、堤防の漏水や侵食に発展する等、堤防の安全性が損なわれる恐れがあります。このため、災害発生を未然に防止するため、早期に護岸の損傷を発見し、調査や評価を行い、機動的かつ効率的に補修を実施します。

また、河床の局所的な洗掘により護岸の機能が損なわれないよう適切な対策を実施します。

整備計画【変更素案】に対する意見と整備計画【変更原案】における考え方

◆意見分類：危機管理体制の整備・強化

○3～4年前の豪雨では水位観測用の鉄塔が1本流されてしまいました。全国でも川の氾濫で家の被害を見るたびに今住んでる所も安全ではないと思います。最近では、**自分で避難場所を確認したり、避難するタイミングをどうしたらいいのか、どこに聞いたらいいのか、考えている所でありました。**

<対応方針>

雄物川では水防法の改正を踏まえ、これまでの洪水浸水想定区域を見直し、想定し得る最大規模の洪水に対する洪水浸水想定区域図を作成、平成28年6月10日に公表しました。これらの災害リスクを基に各自治体で作成する(または今後作成される)ハザードマップ等により、避難場所や浸水範囲等を確認することができます。また、各自治体から避難勧告等防災情報が発令されるので、防災無線や防災ラジオ、防災メールなど、自治体の発信する情報に十分注意し、遅れることなく避難できるよう日頃からの準備をお願いします。

なお、ご意見を踏まえて、整備計画本文(149頁)に雄物川に関する防災情報の入手先(主なもの)を追加しました。

<整備計画【変更原案】における記載内容>

5.河川整備の実施に関する事項 / 5.2.3(2).2)住民等の主体的な避難の促進【変更原案 148頁】

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、氾濫による被害の軽減を図るため、想定される最大規模の洪水等が発生した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、想定最大規模の洪水により、家屋が倒壊・流出するおそれがある区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)をあわせて公表しました。今後も多様な主体が水害リスクに関する情報を多様な方法で提供することが可能となるよう、洪水浸水想定区域に関するデータ等のオープン化を図ります。

なお、スマートフォン等を活用した洪水予報等をプッシュ型で直接住民に情報提供するためのシステムについて、双方向性と情報の充実も考慮して整備に努めるとともに、従来から用いられてきた水位標識、半鐘、サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係する地方公共団体と連携・協議して有効に活用します。

さらに、国管理区間からの氾濫が及ぶすべての自治体で、洪水ハザードマップが逐次更新されるよう、支援していきます。6

◆意見分類：維持管理

○河川巡視については、地域住民に協力してもらい、回数をできるだけ多くした方がよいのではないかと。

【変更原案63頁 4～6行目】に対するご意見

<対応方針>

直轄管理区間において、河川巡視は週2回実施しており、その他河川情報カメラにより河川の保全に努めているほか、河川に関する活動を行うNPO団体(河川協力団体)は河川のクリーンアップを行うなど河川の美化活動に協力していただき、河川管理の充実を図っているところです。

不法占用や不法行為の重点監視が必要な箇所については、注意看板の設置や地域住民と協力し、不法占用や不法行為の防止に努めていきます。

<整備計画【変更原案】における記載内容>

5.河川整備の実施に関する事項 / 5.2.1(4).2) 不法占用、不法行為の防止【変更原案140頁】

河川区域内の不法占用や不法行為は、河川利用を妨げるだけでなく、水防活動や洪水流下の支障となる恐れがあります。

このため、定期的な河川巡視や、必要に応じて臨時に現場確認するとともに、河川情報カメラによる不法行為監視体制を強化し、監視により発見した悪質な不法行為については、関係機関へ通報する等、必要に応じた対策を講じます。

また、雄物川における不法占用や不法行為の状況や、不法占用や不法行為がもたらす河川景観、環境への影響等を掲載した「ゴミマップ」等の作成・公表、河川情報カメラ画像の公開等、不法占用や不法行為防止に関する情報提供を行うことで、不法占用や不法行為に対するモラルの向上に努めます。

さらに、関係機関や地域住民と連携して不法占用や不法行為の周知や是正を行うとともに、注意看板の設置等、適切な対策を講じます。